

社会福祉法人光彩会役員及び評議員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光彩会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、理事会出席1回につき5,510円とする。ただし、費用弁償はしない。

3 前項の報酬の額は、評議員会出席1回につき3,306円とする。ただし、費用弁償はしない。

(支給日)

第3条 役員及び評議員等の報酬は、その都度支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人の要務で会議又は研修に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき3,000円

宿泊料 1泊につき7,000円

(改正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 3 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 2 月 10 日から施行する。